

2006年4月28日

## 「地域共同開発センター」への企業登録規定および付帯細則

徳島文理大学・香川校  
副学長 中島 賢一郎

### 1. 登録

- 1-1. 徳島文理大学・香川校（以下、本学と略）との文化・技術交流に賛同する企業・研究機関・その他団体・個人等（以下、登録団体と略）は、本学指定の書式（HPにて公開）に必要事項を記載し、押印後、該書面を本学「地域共同開発センター」事務局に提出することにより、自動的に、本学「地域共同開発センター」に登録団体として、認知される。
- 1-2. 登録に際し、費用発生はなく、また、登録に依るいかなる義務も発生しない。ただし、本学「地域共同開発センター」が当該登録団体名を公表するのを妨げない。

### 2. 登録による権利の留保

- 2-1. 登録団体は、各学部が指定する開放機器（当面は、工学部のみ）を有料使用する権利を与えられる。その権利行使に当たっては、別に定める「開放機器使用規定」に従って申請、許諾を受ける。
- 2-2. 登録団体は、本学「地域共同開発センター」内、未来科学研究所を通して、関連文化相談・技術相談を自由に実施できる。
- 2-3. 登録団体は、本学「地域共同開発センター」の活動を通して、特定教員と共同研究開発契約を締結し、研究助成金を納付した場合、原則として、すべての開放機器を無料で使用できる。

### 工学部編

#### 付帯細則 1. 共同研究契約（1）

本学「地域共同開発センター」の活動を通して、特定登録団体と共同研究開発契約などを締結し、研究助成金を援助された教員は、本学の規定による経理担当費として10%を本学に納付すると同時に、本学「地域共同開発センター」に10%を供託することに同意する。

#### 付帯細則 2. 共同研究契約（2）

共同研究開発契約などを締結した登録団体は、本学「地域共同開発センター」において、開放機器等に関する特典を行使できる登録団体として、「協賛団体」と呼称する。